

## 令和2年知多北部広域連合議会第2回定例会会議録目次

8月27日

一部仮議席の指定について	5
議長選挙について	5
一部議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期について	7
例月出納検査結果報告（3月分～6月分）	7
一般質問	7
令和元年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	10
令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	10
知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について	19
令和2年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	20
令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	20

## 知多北部広域連合議会会議録（第72号）

### 1 招集年月日

令和2年8月27日（木） 午前9時30分

### 2 招集の場所

東海市しあわせ村 健康ふれあい交流館（1階）多目的ホール（議場）

### 3 応招議員（16人）

1番	田中雅章	2番	川崎一
3番	早川康司	4番	近藤美保子
5番	山本正和	6番	小山昌子
7番	鷹羽琴美	8番	鷹羽登久子
9番	伊藤清一郎	10番	泉清秀
11番	竹内慎治	12番	古俣泰浩
13番	山下享司	14番	長屋知里
15番	秋葉富士子	16番	間瀬宗則

### 4 不応招議員

なし

### 5 開閉の日時

開会 令和2年8月27日 午前9時30分

閉会 令和2年8月27日 午前10時51分

### 6 出席議員

応招議員と同じである。

### 7 欠席議員

なし

### 8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長 谷川正仁 書記 中川啓

### 9 説明のため議場に出席した者

広域連合長 鈴木淳雄 副広域連合長 岡村秀人

副広域連合長 宮島壽男 副広域連合長 神谷明彦

選任副広域 連合長	佐治錦三	代表監査委員	田中奈美
会計管理者	辻聡子	事務局長	横井誠
総務課長	田中嘉章	事業課長	小島朋尚
事業課長補佐	安藤直子	事業課長補佐 兼認定係長	小泉綾子

〈関係市町〉

東海市 健康福祉監	天木倫子	東海市 高齢者支援課長	加藤浩
大府市 福祉子ども部長	鈴置繁雄	大府市 高齢障がい支援課長	近藤恭史
知多市 福祉部長	松下広子	知多市 長寿課長	松田朋子
東浦町 健康福祉部長	鈴木貴雄	東浦町 ふくし課長	内田由紀子

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		一部仮議席の指定について	
2	選挙 2	議長の選挙について	
3		一部議席の指定	
4		会議録署名議員の指名	
5		会期について	
6	報告 4	例月出納検査結果報告（3月分～6月分）	
7		一般質問	
8	認定 1	令和元年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
9	” 2	令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
10	議案 15	知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について	
11	” 16	令和2年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	
12	” 17	令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(8月27日 午前9時30分 開会)

議会事務局長（谷川正仁）

定刻でございます。

ただいま議長が不在でございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を副議長が行うこととなっております。

田中副議長、議長席をお願いいたします。

副議長（田中雅章）

皆さん、おはようございます。

副議長の田中でございます。

本日は、早朝より、大変お忙しい中、お出かけいただきまして大変ありがとうございます。

地方自治法第106条第1項の規定によりまして、議長の職務を行います。どうぞ御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、令和2年6月16日付けで小松原英治議員から辞職願が提出され、これを許可したことを御報告申し上げます。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから令和2年知多北部広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

---

副議長（田中雅章）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（鈴木淳雄）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会が開かれるに当たり、一言挨拶をさせていただきます。

本日は、広域連合議会第2回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回の定例会におきましては、令和元年度決算の認定、介護保険条例の一部改正及び令和2年度補正予算についての議案を提出させていただいております。

議案の内容につきましては、後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御

賛同をいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

---

副議長（田中雅章）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「一部仮議席の指定」を行います。

一部仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

副議長（田中雅章）

次に、日程第2、選挙第2号「議長の選挙について」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法といたしましょうか。

15番（秋葉富士子）

議長の選挙は、指名推選が適していると考えます。

以上でございます。

副議長（田中雅章）

ただいま、議長の選挙の方法は指名推選との発言がございました。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定をいたしました。

どなたか御指名をお願いします。

15番（秋葉富士子）

議長には、経験の豊富な山下享司議員が適任であると考えます。議長に山下享司議員を推薦いたします。

以上でございます。

副議長（田中雅章）

お諮りいたします。ただいま指名推選の発言がございました。山下享司議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、山下享司議員が議長に当選をいたしました。

ただいま議長に当選されました山下享司議員は議場におられますので、本席から議長に当選されたことを告知いたします。

ここで、当選されました山下享司議長に御挨拶をお願いいたします。

議長（山下享司）

ただいま、知多北部広域連合議会の議長に御推挙いただきました東浦町の山下享司でございます。大変身に余る光栄でございます。衷心より皆様に感謝申し上げます。

何分微力ではございますが、広域連合議会が十分その役割を果たして、住民の負託に応えられるよう誠心誠意努力し、職務を遂行して参りたいと考えているところでございます。今後とも、皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副議長（田中雅章）

ありがとうございました。

これをもちまして、私の議長代理としての職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長、議長席によろしくをお願いいたします。

（副議長、議長と交代）

---

議長（山下享司）

それでは、会議を続けます。

日程第3、「一部議席の指定」を行います。

議席は、知多北部広域連合議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席のとおり指定をいたします。

---

議長（山下享司）

続きまして、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、9番伊藤清一郎議員、10番泉清秀議員を指名いたします。

---

議長（山下享司）

日程第5、「会期について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

---

議長（山下享司）

次に、日程第6、報告第4号「例月出納検査結果報告（3月分～6月分）」を議題といたします。

本件は、監査委員から議長宛てにそれぞれの報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

---

議長（山下享司）

続いて、日程第7、「一般質問」を行います。

先に配付いたしました一般質問通告者一覧に従い質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人30分以内となっておりますので、よろしくお願いたします。また、時間の確認音が10分前と5分前に鳴るようになっております。

それでは、4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番（近藤美保子）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項1、要支援、要介護認定に関わる調査及び審査判定についてお尋ねします。

介護保険は、医療保険、年金保険に次ぐ第3の保険として、1997年に法律が制定され、2000年から開始されました。老々介護となっている世帯、身体の手助けがあり、24時間拘束されている世帯などにとり介護の負担が少なくなるなど、国民は大きな期待をしました。それから20年がたちました。介護保険スタート時の介護の世帯は、3世代同居が多く、その後、家族構成の変化がありました。厚生労働省の介護保険事業報告によると、高齢者のいる世帯の世帯構成の変化では、1980年と2016年の時点での割合は、3世代世帯が50%であったものが11%に減少している一方で、夫婦のみの世帯が16%から31%へ、単身世帯は11%から23%へ増加し、介護する家族は独居がトップとなり、夫婦のみの世帯と合わせると50%以上が高齢者だけの世帯です。要介護になった独り暮らしの実態に見合った介護サービスが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染リスクの高い人がいる病院や福祉施設などに入



院、入所している人のその家族でも面会制限されるようになりました。どのように過ごしているのか、動けるのかなど分からず、家族は不安を抱え、退院、退所を待つ状況ですが、医療から介護へと切れ目のない生活実態に見合ったサービス提供が重要になります。

そこで、質問項目1点目、コロナ感染症が広がる中で、退院時に行われる新規認定調査は、利用者と面会ができない状況が多いと思われませんが、どのように調査は行われていますか。

質問項目2点目、利用者の実態より要介護度が軽いのではないかと、介護者や介護サービス事業者などの声を聞きますが、平成29年度以降、更新前より軽度の審査判定となった件数の傾向はどのようになっていますか。

質問項目3点目、要介護認定に関する相談、苦情件数の増加が、令和元年度版知多北部広域連合における介護保険事業の実施状況で示されている。相談、苦情の要因はどのようですか、お尋ねします。

次に、質問事項2点目です。

通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所へのコロナ感染症による減収対策の介護報酬上乗せを認める特例措置についてお尋ねします。

厚生労働省が、6月に、コロナが収束するまでの時限的措置として、実際のサービス時間よりも上乗せて事業者が請求することを認めています。ただし、利用者の同意を得ることが条件です。例えば、通所介護では、報酬単価の区分を一定回数、2段階上の区分で請求できるのです。介護サービスを提供した事業所は、保険者の市区町村に介護報酬を請求し、利用者は1割から3割負担を支払うこととなります。負担分について、利用者は、コロナウイルス感染症が心配されるときに良くしてくれるからと同意はしたものの、納得はされていまいでしょうか。

また、利用者は同意したものの、利用料などの支払いをし、介護をしている家族は知らなかったということも起きています。

また、事業所ではやっていないサービス時間の請求に戸惑い、上乗せされる人と上乗せされない人が出てしまうと困惑し、結果、利用者に負担はさせられないと上乗せをしない事業所もあります。しかし、コロナ感染対策に必要な消毒、マスクなど、備品の負担、また、感染することが怖いと利用者が休み、財政的に厳しい状況に追い込まれています。広域連合内ではないですが、コロナ感染症対策で短期入所系サービスを行う施設では、新規受入れをやめているところ、また、受入れベッドを制限する施設もありました。このように、コロナ感染症対策を採る事業所、施設は減収となります。

苦しい経営に支援は必要ですが、今回の特例措置は問題ではないでしょうか。

質問項目1点目、対象となる事業所数と介護報酬上乗せ請求を行った事業所数及び影響額はどのようになっていますか。

質問項目2点目、特例措置を算定しなかった事業所に対しての支援策はどのように考えていますか。

以上で通告した質問を終わります。

事務局長（横井 誠）

御質問の1番目、調査及び審査判定についての1点目、コロナ感染症が広がる中でどのように調査が行われているかについてでございますが、新規申請における認定調査は必ず行わなくてはならないため、調査先である病院において面会できないといった状況にあった場合、調査は保留し、面会が可能となってから調査しております。現在、多くの総合病院では、調査同席者の制限をしたり、病室での調査ではなく、談話室等での調査をしたりするなどの対策が採られておりますので、調査は病院と相談しながら行っております。

次に、2点目、件数の傾向はどのようにかについてでございますが、平成29年度の軽度変更の割合は、全体の17.6%でございます。平成30年度は20.1%、令和元年度は18.6%ございました。平成29年度以降の実績を比較いたしましたところ、年度により2.5%前後の変動はございますが、全体としては横ばい傾向でございます。

次に、3点目、相談、苦情の多い内容、苦情の要因はどのようにかについてでございますが、平成28年度の要介護認定に関する相談、苦情の件数は901件、平成29年度は935件、平成30年度は1,711件、令和元年度は1,693件でございます。平成30年度以降、件数が増加した要因としましては、認定申請時の相談も件数に含めたためでございます。

要介護認定に関する相談、苦情の内訳は、令和元年度の1,693件中1,658件が相談でございます。相談内容といたしましては、申請手続について、入院等による調査先や主治医の変更についてなどでございます。苦情の内容は、調査員の対応や認定結果についてなどでございます。苦情の要因でございますが、様々な苦情があるため一概に申し上げることはできませんが、要介護認定の制度が複雑で分かりにくいことが要因の一つと考えております。

今後も調査員の資質向上に引き続き取り組み、また、要介護認定の制度の理解に努めて参ります。

御質問の2番目、通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所への特例措置についての1点目で、事業所数及び影響額についてでございますが、上位の報酬区分を算定する取扱いをするに当たり、提供したサービスの報酬区分が7時間以上8時間未満という区分以上である場合、広域連合に延長加算の届出が必要となります。報酬区分が6時間以上7時間未満という区分以下の事業所は届出をする必要がないため、対象となる事業所全体の件数は把握しておりませんが、延長加算の届出が提出された事業所の数は、14事業所でございます。影響額につきましては、把握はしておりません。

次に、2点目、支援策はどのように考えているかについてでございますが、今回は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いであり、具体的な支援策は考えておりません。

以上でございます。

議長（山下享司）

答弁が終わりました。

再質問がありましたら、発言を許します。

4番（近藤美保子）

特に質問はありませんけれども、1つ要望を申し述べたいと思います。

今回の特例措置では、自己負担という利用者さんへの負担が出てきてしまっています。事業者、福祉施設の今の経営はとても大変と察します。この支援策は、きちんと国に支援を求めることを要望しまして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（山下享司）

以上で4番近藤美保子議員の一般質問を終わります。

---

議長（山下享司）

続いて、日程第8、認定第1号「令和元年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第9、認定第2号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程となりました令和2年認定第1号及び認定第2号につきまして、一括して御説明いたします。

初めに、令和2年認定第1号「令和元年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明いたします。

なお、金額につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で御説明いたします。

まず、歳入につきまして、10、11ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金33億3,591万5,000円は、広域連合規約に基づく関係市町からの負担金で、内訳といたしましては、右側備考欄の記載のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金4,091万4,750円は、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する2分の1の負担割合でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金2,045万7,375円も低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する4分の1の負担割合でございます。

2項1目県補助金108万9,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で、歳出の3款1項1目低所得者利用者負担対策事業費に対する4分の3の補助率となっております。

12、13ページをお願いいたします。

3項1目県委託金は、生活保護法に基づく介護認定に係る審査判定委託料で、実績はございませんでした。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金1,113円は、財政調整基金の預金利子でございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金2,714万2,000円は、低所得者保険料軽減に係る財政調整及びシステム改修費用に充てるため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金 1 億1,378万9,200円は、平成30年度介護保険事業特別会計の決算に伴い、特別会計分の関係市町負担金の超過額を精算するため、1 億1,379万1,000円を増額補正し、特別会計から繰り入れたものでございます。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、平成30年度決算額の確定により656万1,000円を増額補正し、繰り越したものでございます。

7 款諸収入、1 項 1 目預金利子694円は、歳計現金等の預金利子、14、15ページをお願いいたします。

2 項 1 目雑入20万3,917円は、雇用保険被保険者負担金等でございます。

以上、歳入合計は35億4,807万3,702円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

16、17ページをお願いいたします。

1 款議会費、1 項 1 目議会費は144万9,265円で、執行率89.3%でございます。主な内容としていたしましては、1 節報酬は、関係市町選出議員16人分の報酬、9 節旅費は、定例会及び臨時議会の費用弁償ほか隔年実施の議員視察に関する費用弁償及び随行職員の旅費、13 節委託料は、3 回分の会議録作成委託料でございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費は34億887万2,449円で、執行率は99.6%でございます。主な内容としていたしましては、1 節報酬は、審議会等の委員及び嘱託員の報酬、2 節給料から4 節共済費までは、職員23人分の給与、手当等の人件費、18、19ページをお願いいたします。

7 節賃金は、臨時職員40名分の賃金でございます。

13 節委託料では、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、財務会計システム改修委託を実施するため、7 節賃金から流用を行いました。

20、21ページをお願いいたします。

28 節繰出金31億2,260万7,125円は、備考欄に記載のとおり、介護給付費、地域支援事業費、事務費分及び低所得者保険料軽減分の特別会計への繰出金でございます。

なお、財源は、関係各市町からの負担金並びに低所得者保険料軽減分の国、県負担分でございます。

2 目財政調整基金費 1 億2,035万8,966円は、前年度繰越金等 1 億2,036万円を増額補正し、預金利息分を含め、積み立てたものでございます。

2 項 1 目選挙管理委員会費は、市町各 1 名選出の計 4 人の選挙管理委員の報酬が、3 項 1 目監査委員費は、委員 2 人分の報酬が主なものでございます。

3 款事業費、1 項 1 目低所得者利用者負担対策事業費147万4,902円は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金が主なものでございます。

22、23ページをお願いいたします。

4 款公債費、5 款予備費の執行はございませんでした。

以上、歳出合計は35億3,241万9,982円で、執行率は99.5%でございます。

続きまして、24ページの実質収支に関する調書について御説明いたします。

1 の歳入総額は35億4,807万3,702円、2 の歳出総額は35億3,241万9,982円で、3 の歳入歳出差引額は1,565万3,720円となり、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5

の実質収支額は1,565万3,720円でございます。

この実質収支額の2分の1の782万6,860円を地方自治法の規定により、財政調整基金繰入額としました。

次に、25ページの財産に関する調書について御説明いたします。

1の物品で、自動車及び取得価格が単品100万円以上のものについて、令和元年度中増減はなく、決算年度末現在高といたしましては、自動車7台及び介護保険給付適正化システム一式でございます。

2の基金につきましては、まず、(1)の財政調整基金は、決算年度中に積立て分と取崩し分の差引額1億177万8,000円を積み立て、年度末現在高は1億5,723万1,000円でございます。(2)の介護給付費準備基金は、決算年度中に積立て分と取崩し分の差引額2億447万1,000円を取り崩し、年度末現在高は22億2,492万7,000円でございます。

以上で一般会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

続きまして、令和2年認定第2号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明いたします。

なお、金額につきましては、一般会計同様、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で御説明いたします。

まず、歳入につきまして、12、13ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、予算現額51億4,365万2,000円に対し、調定額52億9,862万5,400円、収入済額52億1,745万2,700円で、調定に対する収納率は98.5%でございます。

また、介護保険法第200条該当による時効により、555人分2,401万2,200円を不納欠損処分いたしまして、保険料の収入未済額は5,716万500円でございます。

なお、1節現年度分特別徴収保険料のマイナス175万800円は、特別徴収分の未還付額でございます。

2款国庫支出金は44億7,197万1,340円で、1項1目介護給付費負担金並びに2項2目及び3目の地域支援事業交付金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する国の法定負担分でございます。

2項1目調整交付金は、全国ベースで調整され、保険給付費の1.89%の交付率で交付されたものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

2項4目保険者機能強化推進交付金は、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するため、4,189万9,000円を交付されたものでございます。

2項5目事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費補助金でございます。

3款支払基金交付金は55億7,896万4,000円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する第2号被保険者負担分の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

4款県支出金は30億5,641万3,045円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定負担分でございます。

16、17ページをお願いいたします。

5 款財産収入は153万2,952円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

6 款繰入金は36億2,148万8,125円で、1 項 1 目介護給付費繰入金並びに 2 目及び 3 目の地域支援事業費繰入金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する市町の法定負担分でございます。

4 目事務費繰入金は、介護保険事業の運営に伴う事務経費に対する市町負担分でございます。

18、19ページをお願いいたします。

5 目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減のために公費投入を行うもので、財源は、国、県、市町の負担となっており、一般会計を経由して繰り入れたものでございます。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の第 1 号被保険者の財源として、介護給付費準備基金から繰り入れたものでございます。

7 款繰越金は 4 億7,989万5,642円で、平成30年度決算における繰越金でございます。

8 款諸収入は1,148万7,631円で、1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金は、保険料納付の遅延による延滞金、2 項 1 目預金利子は、歳計現金の預金利子、3 項 1 目第三者納付金は、交通事故等による第三者行為の損害賠償金、2 目雑入は、高額療養費の返還分及び過誤による給付費返還金などでございます。

なお、雑入に収入未済額329万8,746円が生じておりますが、これは、不正請求に対する介護給付費等の返還請求分の年度末残高でございます。

以上、歳入合計は224億3,920万5,435円、不納欠損額2,401万2,200円、収入未済額6,045万9,246円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

20、21ページをお願いいたします。

1 款総務費は、2 億7,244万8,887円でございます。

1 項 1 目一般管理費の主なものは、介護保険事業による電算システムの維持経費及びマイナンバーや元号改正に伴うシステム改修委託など、2 項 1 目賦課徴収費の主なものは、保険料納付の利便性を図ったコンビニ収納などに係る手数料でございます。

3 項 1 目介護認定審査会費の主なものは、認定審査会委員の報酬、22、23ページをお願いいたします。

2 目認定調査等費の主なものは、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料でございます。

4 項 1 目趣旨普及費の主なものは、保険料や制度説明のための冊子などの印刷費、5 項 1 目事業計画推進委員会費の主なものは、委員報償金でございます。

2 款保険給付費は201億297万9,603円で、予算現額に対する執行率は97.8%、前年度と比較しまして 8 億6,138万9,808円、4.5%の増加でございます。

1 項介護サービス等諸費は、要介護と認定された被保険者に対する保険給付費で、1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問、通所、短期入所サービスなど、在宅をベースとしたサー

ビスに対する給付費、24、25ページをお願いいたします。

2目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護等に対する給付費、3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設入所での介護サービス給付費、4目居宅介護福祉用具購入費、住宅改修費は、福祉用具購入や住宅改修に対する給付費、5目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービス計画作成費用に対する給付費でございます。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者に対する保険給付費で、1目介護予防サービス給付費、2目地域密着型介護予防サービス給付費、3目介護予防福祉用具購入費、住宅改修費と4目介護予防サービス計画給付費は、先ほどの1項の介護給付費のサービスに対応した内容で給付したものでございます。

26、27ページをお願いいたします。

3項1目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に介護サービス事業者への介護報酬の審査をお願いしているものの手数料、4項高額介護サービス等費及び5項高額医療合算介護サービス等費は、それぞれ介護保険サービス利用料の自己負担限度額の上限を超えた要介護者または要支援者に対しての給付でございます。

6項特別給付費は、利用者負担額を減免するもの、7項特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設に入所されている低所得者を対象に、居住費、食費の負担の軽減を図るものでございます。

28、29ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費は11億996万2,341円で、前年度と比較して562万9,328円、0.5%の増額でございます。

1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者及び基本チェックリストにより事業対象者となった高齢者を対象に、要支援、要介護状態になるのを未然に防ぐため、地域の実情に応じたサービスを提供する事業でございます。

1目介護予防・生活支援サービス事業費は、主に従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスに要した支給費、また、サービスB以降のサービスを地域に応じて展開するために、各市町に委託したものでございます。

2目介護予防・生活支援サービス事業費は、1目のうち、指定事業者によるサービスを受けるために必要なケアプランを作成するための費用でございます。

2項一般介護予防事業費は、各市町において、介護予防教室などの事業の実施を委託したものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費のうち、1目包括的支援事業費は、主に各市町にある高齢者相談支援センターの運営に係る委託料でございます。

2目任意事業費は、給付適正化システムの保守や給付通知の発送費用等でございます。

30、31ページをお願いいたします。

3目在宅医療・介護連携推進事業費は、各市町それぞれに地域包括ケアの強化を図るために、医療と介護の連携を高める事業を委託したものでございます。

4目生活支援体制整備事業費は、地域ごとの基盤整備として、市町の区域を単位とする第

1層に協議体及び生活支援コーディネーターの設置を、また、日常生活圏域を単位とする第2層に生活支援コーディネーターの設置を各市町に委託したものでございます。

5目認知症総合支援事業費は、医師や保健師、社会福祉士などで組織した認知症初期集中支援チーム及び地域で認知症の人を支える体制づくりを行う認知症地域支援推進員の配置を委託したものでございます。

4項1目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に第1号事業に係る審査をお願いしているものの手数料でございます。

4款保健福祉事業費は3,396万3,000円で、平成30年度に交付された保険者機能強化推進交付金と同額を、保健福祉事業支援交付金として関係市町に交付したものでございます。

5款基金積立金は2億9,441万583円で、平成30年度決算に伴う繰越し分から国、県などへの返還金を差引いた第1号被保険者の保険料を財源とした剰余金などを積み立てたものでございます。

32、33ページをお願いいたします。

6款諸支出金は2億1,532万9,711円で、1項1目介護保険料還付金は、過年度分に係る保険料の払戻金、2目介護保険料還付加算金は、その保険料払戻金に係る還付加算金でございます。

3目償還金は、平成30年度事業費の確定、精算に伴う国、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付への返還金、7款予備費は、6款1項1目介護保険料還付金の23節へ33万6,000円を充用いたしました。

以上、歳出合計は220億2,909万4,125円でございます。

続きまして、34ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

1の歳入総額は224億3,920万5,435円、2の歳出総額は220億2,909万4,125円で、3の歳入歳出差引額は4億1,011万1,310円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は4億1,011万1,310円でございます。

以上で特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（山下享司）

引き続き、代表監査委員から決算審査結果の報告をいただきます。

代表監査委員（田中奈美）

代表監査委員の田中でございます。

議長からお許しをいただきましたので、令和元年度決算審査の現地検査につきまして、補足説明をさせていただきます。

令和2年7月20日に鷹羽琴美委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から審査に付されました令和元年度知多北部広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算につきまして決算審査を行いました。

審査に当たりましては、提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事



項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否について確認するため、関係帳簿等を審査するとともに、予算執行につきまして、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に基づいて執行されているかについて特に配慮をしつつ、関係職員の出席、説明を求めて実施しました。

審査の結果、お手元にございます決算審査意見書に記載されておりますように、関係書類につきましては、地方自治法施行規則に定められた様式に従っており、計数においては、決算を適正に表示しているものと認められ、また、予算執行につきましても、地方自治法及び地方財政法の規定の本旨に沿って行われており、目的は概ね達成されたものと認められました。

以上、簡単ではございますが、決算審査の結果報告の補足説明とさせていただきます。

議長（山下享司）

これより一括質疑に入ります。

お手元に配付しました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番（近藤美保子）

議長のお許しをいただきましたので、質疑通告書に基づき質疑したいと思います。

まず、認定第1号「令和元年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入の12、13ページ、5款2項1目介護保険事業特別会計繰入金についてお尋ねします。

予算当初はゼロ円だったんですが、補正予算額で1億1,379万1,000円となった経過はどのようなか、お尋ねします。

2つ目、歳出の21ページですが、2款1項2目財政調整基金、25節の積立金についてです。

1億2,035万8,966円を積み立てることとした理由はどのようなか、お尋ねします。また、財政調整基金の維持金額をどのくらいと考えているか、お尋ねします。

次に、認定第2号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」お尋ねします。

1番目として、歳入、14、15ページ、2款2項5目の事業費補助金についてですが、介護報酬改定等に伴うシステム改修とはどのようなものか、改修内容をお尋ねします。

2つ目として、歳入、18ページの8款3項1目第三者納付金で1節第三者納付金ですけれども、知多北部広域連合決算審査意見書で交通事故に伴う第三者納付金が増加とありますけれども、何件ほどで、内容はどのような事故だったか教えていただきたいと思います。

3つ目です。歳出、22、23ページ、1款3項2目認定調査費、13節委託料についてです。

ここで、予算額に対して4,047万8,856円となっていますけれども、広域連合内での居宅支援事業所は2020年4月時点で2か所増えています。増えています、委託料が減額となっているので、その要因と審査への影響はないかお尋ねします。

4つ目、歳出で22、23ページ、お願いします。

2 款 1 項介護サービス等諸費についてですが、不用額 4 億 5,396 万 5,397 円と通告書にはありましたが、これは給付費全体の金額でしたので、訂正させていただきます。不用額が 3 億 8,016 万 9,588 円となった要因はどのようなか、お尋ねします。特に 2 目地域密着型介護サービス給付費、不用額 1 億 2,199 万 3,844 円、3 目施設介護サービス給付費が、不用額 1 億 5,663 万 1,179 円と 1 億を超える不用額となっていますが、その要因はどのようなかお尋ねし、また、利用者のサービス控えが起きているのではないかどうか、お尋ねします。

5 つ目として、歳出、30、31 ページですが、5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金についてです。

2019 年度には 2 億 9,441 万 583 円となっていますが、ここ 3 年間の推移と 2019 年度末での総額はどのようになっていますか、また、今後の積立金の目的をどのように考えるか、教えてくださいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

総務課長（田中嘉章）

認定第 1 号への御質問の 1 番目、介護保険事業特別会計繰入金を増額補正の経緯についてでございますが、令和元年度一般会計補正予算（第 2 号）及び補正予算（第 3 号）により、2 度の増額補正を行っております。

補正予算（第 2 号）では、平成 30 年度決算に伴う市町負担金の精算に伴い、9,533 万 6,000 円を増額しております。

また、補正予算（第 3 号）では、特別会計の委託事業に対して国から予定を上回る補助を受けられたことなどから、委託事業の財源として一般会計から繰り出した繰出金のうち、不用となった 1,845 万 5,000 円を一般会計に繰り入れるため増額しております。

次に、御質問の 2 番目、財政調整基金に 1 億 2,035 万 8,966 円を積み立てることとした理由及び財政調整基金の維持金額をどのくらいと考えるかについてでございますが、まず、積立金の内訳は、1 番目の御質問の特別会計からの繰入金が全額積立金となっているほか、平成 30 年度決算に伴う次年度繰越金及び事業所へ交付した補助金の一部返還分でございます。財政調整基金の残高の適正額は 1 億 5,000 万円と考えておりますが、積立金の増額時点では、残高が 1 億 5,000 万円を下回っておりますので、関係市町と協議の上、全て積み立てることとしたものでございます。

以上でございます。

事業課長（小島朋尚）

次に、認定第 2 号、御質問の 1 番目、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業とはどのような改修内容かについてでございますが、介護職員の更なる処遇改善及び消費税上げによる影響分に係る介護報酬改定への対応、マイナンバー情報連携標準レイアウト改版及び保険料軽減強化対応に伴う改修でございます。

次に、御質問の 2 番目、第三者納付金について、何件ほどでどのような事故かについてでございますが、納付のあった件数は 7 件でございます。事故の内容でございますが、車同士

での衝突事故、被害者が道路を横断中に車と接触、駐車場からバックで出庫した際に被害者と接触でございます。

次に、御質問の3番目、居宅介護支援事業所が2か所増えている。委託料の減額となった要因と審査への影響はないかでございますが、令和元年度に新規に指定した居宅介護支援事業所は7事業所、廃止の届出があった事業所は5事業所あり、令和2年4月時点で2事業所の増加となっております。委託料の減額となった要因は、認定調査委託件数が見込みより少なかったためでございます。これにより審査への影響はございません。

次に、御質問の4番目、不用額が3億8,016万9,588円となった要因はどのようなか。特に1億円を超える不用額となった要因はどのようなか、また、サービス利用控えが起きていないかについてでございますが、2項地域密着型介護サービス給付費の地域密着型通所介護において、新規事業所の見込み分が不用となったことと、3項施設介護サービス給付費の介護療養型医療施設が1施設廃止となったことにより、予定よりも大幅に利用者が減ったためでございます。

また、利用者のサービス利用控えでございますが、昨年度と比較して、利用件数等が伸びているため、利用控えは起こっていないと考えております。

次に、御質問の5番目、介護給付費準備基金積立金の3年間の推移と年度末の総額及び今後の利用目的についてでございますが、3年間の推移については、平成28年度4億2,997万6,529円、平成29年度5億5,625万6,000円、平成30年度4億2,788万1,219円でございます。令和元年度末での総額については、22億2,492万8,571円でございます。

また、介護給付費準備基金は、第1号被保険者の保険料に係る基金であることから、介護給付費に係る第1号被保険者の負担分を保険料収入と基金で補うものでございます。このため、今後の利用目的につきましては、介護保険事業計画に基づく介護保険サービスにおいて、計画的に活用をして参ります。

以上でございます。

議長（山下享司）

答弁が終わりました。

近藤議員、再質問ありませんか。

4番（近藤美保子）

大変分かりやすくお答えいただきました。ありがとうございました。

再質問は特にございませんので、よろしく願いいたします。

議長（山下享司）

以上で4番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり認定と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第1号「令和元年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案どおり認定とされました。

続いて、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり認定と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第2号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案どおり認定とされました。

---

議長(山下享司)

続きまして、日程第10、議案第15号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長(横井 誠)

ただいま上程となりました議案第15号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を整理するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

附則第7条にございます「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に、また、「当該年の前年に租税特別措置法の規定により告示された割合」を「平均貸付割合」の名称に改めるものでございます。

附則の第1条は施行期日で、この条例は、令和3年1月1日から適用するものでございます。

第2条は適用区分で、この条例の施行の日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長(山下享司)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」は、原案どおり可決されました。

---

議長（山下享司）

続きまして、日程第11、議案第16号「令和2年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第12、議案第17号「令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程となりました令和2年議案第16号及び議案第17号につきまして、一括して御説明いたします。

初めに、令和2年議案第16号「令和2年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,893万8,000円を追加し、予算の総額を38億4,500万8,000円とするものでございます。

歳入から御説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金は、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の精算による追加交付で85万5,000円を増額するものでございます。

3款県支出金、1項1目県負担金は、2款国庫支出金と同様に、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の精算による追加交付で42万8,000円を増額するものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、介護保険システムの開発費用の一般財源分としまして693万円を増額するものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、介護保険事業特別会計の令和元年度決算に伴う負担金の精算により、特別会計から一般会計へ繰り入れるもので8,489万8,000円を増額補正

するものでございます。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、一般会計の令和元年度決算に伴い繰越額が確定したため、582万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、27 節繰出金は、システム開発に係る事務費及び低所得者保険料軽減分として介護保険事業特別会計に繰り出すため、821万3,000円を増額するものでございます。

2 目財政調整基金費は、9,072万5,000円を増額補正し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で一般会計補正予算（第 2 号）について説明を終わります。

続いて、令和 2 年議案第 17 号「令和 2 年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、令和元年度決算に伴う繰越金及び事業費精算の処理並びにシステム改修等によるもので、補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 6,403 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 234 億 6,937 万 3,000 円とするものでございます。

歳入から御説明いたします。

8、9 ページをお願いいたします。

2 款国庫支出金、2 項 5 目事業費補助金は、マイナンバーの標準レイアウト改版に伴うシステム改修に対する補助額が令和 2 年度 5 月に国から内示額が通知されましたので、内示額である 613 万 6,000 円を増額するものでございます。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、令和元年度介護給付費の確定に伴い追加交付を受けるもので、1,685 万 8,000 円を増額するものでございます。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は、3 款支払基金交付金と同様に、令和元年度の介護給付費の確定に伴う追加交付で 2,470 万 9,000 円を増額するものでございます。

6 款繰入金、1 項 4 目事務費繰入金は、介護保険システムの開発に伴うもので、693 万円を一般会計より繰り入れるものでございます。

5 目低所得者保険料軽減繰入金は、令和元年度負担金の追加交付により、128 万 3,000 円を一般会計から過年度分として繰り入れるものでございます。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、令和元年度決算に伴う繰越額が確定したため、4 億 811 万 7,000 円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、マイナンバーの標準レイアウト改版に伴うシステム改修に対する補助金の交付による財源振替及び介護保険システム開発に伴う追加分で 693 万円を増額するものでございます。

5 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、令和元年度繰越金のうち、第 1 号被保険者の保険料分を基金に積み立てるため、2 億 7,511 万 9,000 円を増額補正するもので

ございます。

次に、6款諸支出金、1項3目償還金は、令和元年度事業費の精算の結果、余剰金を国、県及び社会保険診療報酬支払基金に返還するため、9,708万6,000円を増額補正するものでございます。

また、2項1目一般会計繰出金は、令和元年度事務費及び事業費の精算の結果、市町負担金並びに低所得者保険料軽減分に係る国及び県の負担金を財源とする余剰金を一般会計へ繰り出すため、8,489万8,000円を増額補正するものでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（山下享司）

これより一括質疑に入ります。

お手元に配付しました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番（近藤美保子）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質疑したいと思います。

議案第17号「令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算」について、歳入、8、9ページ、2款2項5目事業費補助金のところですが、介護報酬改定に伴うシステム改修の事業ですが、先ほどの令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計のところでもシステム改修費が出ていました。今回、補正予算においてもシステム改修の事業が出てきていますが、その詳細の内容はどのようなかお尋ねします。よろしくお願いいたします。

事業課長（小島朋尚）

御質問の介護報酬等に伴うシステム改修事業の詳細の内容はどのようなかについてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報照会及び情報提供に用いるデータ標準レイアウトにつきまして、毎年1回、年次改版を実施することとされており、令和2年6月のマイナンバー情報連携標準レイアウト改版に伴うシステム改修となっております。

以上でございます。

議長（山下享司）

答弁が終わりました。

近藤議員、再質問ありませんか。

4番（近藤美保子）

再質問は特にありません。

議長（山下享司）

以上で4番近藤美保子議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

最初に、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号「令和2年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号「令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案どおり可決されました。

---

議長（山下享司）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長（鈴木淳雄）

議長のお許しを得まして、閉会に当たり一言挨拶をさせていただきます。

今回の定例会におきまして、令和元年度の決算の認定、介護保険条例の一部改正及び令和2年度補正予算の議決をいただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

一般質問や議案質疑で御指摘のありましたことにつきましては、職員一同、十分心して取り組み、今後も介護保険の広域的運営のメリットを生かし、より良い運営を目指して参りますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山下享司）

これをもって、令和2年知多北部広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（8月27日 午前10時51分 閉会）



この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (13番) 山 下 享 司

副 議 長 (1番) 田 中 雅 章

議 員 (9番) 伊 藤 清一郎

議 員 (10番) 泉 清 秀